

## 生駒市の元議長 実刑確定へ

奈良県生駒市の元市議会議長が市に山林を高値で買わせて損害を与えたうえ、賄賂を受け取ったとして、背任とあっせん収賄の罪に問われた事件の裁判で、最高裁判所は元議長側の上告を退ける決定をして、懲役3年6か月の実刑が確定することになりました。

生駒市の元市議会議長、酒井隆被告（70）は、平成15年、当時の市長に働きかけて、知り合いの業者が所有していた山林を実際の価格の10倍以上の1億3000万円余りで買い取らせて市に損害を与えたほか、その業者などから合わせて1400万円の賄賂を受け取ったとして、背任とあっせん収賄の罪に問われました。

元議長は「山林の買い取りは適正だった」などと主張しましたが、1審と2審はいずれも「巨額の賄賂を受け取り、市民の信頼を裏切った」として懲役3年6か月の実刑と追徴金1400万円を言い渡していました。

これについて、最高裁判所第2小法廷の竹内行夫裁判長は、1日までに酒井元議長側の上告を退ける決定をして実刑判決が確定することになりました。